



2020年8月14日

各位

会社名 株式会社ビューティ花壇
 (コード番号: 3041 東証二部)
 本社所在地 熊本県熊本市南区流通団地 1-46
 代表者 代表取締役社長 三島 美佐夫
 問合せ先 取締役コーポレート本部長 田口 絹子
 TEL (096) 370-0004 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2020年9月29日開催予定の第24期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会長・社長の代表取締役2名体制で、経営体制の一層の強化・充実を図り持続的成長と企業価値の向上を目指すため、現行定款第24条（代表取締役および役付取締役）の定めを変更するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会の決議により、取締役の中から、 代表取締役 <u>1名を選定し、これを社長とする。</u> <u>また、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> ②社長は、 <u>当会社を代表する。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会の決議により、取締役の中から、 代表取締役 <u>若干名を選定する。</u> (削除) ② <u>取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、また、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>
(新設) ③社長のほか、 <u>取締役会の決議により当会社を代表する取締役を選定することができる。</u>	(削除)

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 2020年9月29日(火)

定款変更の効力発生日 2020年9月29日(火)

以 上